

商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>

(2024年12月1日現在)

商品名	・ATM 期間限定特別金利定期（ウィンターキャンペーン） <単利型>
ご利用いただける方	・個人
実施期間	・2024年12月1日（日）から2024年12月29日（日）まで
取扱通帳	・総合口座通帳または定期貯金通帳
期間	・定型方式 1年、2年 ・自動継続（元利金継続）扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATM よりお預入いただきます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・預入時の店頭金利に 0.10% を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口までお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息が定期貯金となります。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 *ただし、当組合にマル優申請済でかつ利用口座へのマル優登録を申請されている方が対象となります。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ③ 1年以上2年以下 約定利率×70% ただし、②および③の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・総合口座でお預けする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組み入れられる為、貸越利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>

(2024年12月1日現在)

商品名	・ATM 期間限定特別金利定期（ウィンターキャンペーン） <複利型>
ご利用いただける方	・個人
実施期間	・2024年12月1日（日）から2024年12月29日（日）まで
取扱通帳	・総合口座通帳または定期貯金通帳
期間	・定型方式 3年、4年、5年 ・自動継続（元利金継続）扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・ATM よりお預入いただきます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができません。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭金利に 0.10% を上乗せした利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、自動継続時の店頭金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口までお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れられます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。*ただし、当組合にマル優申請済でかつ利用口座へのマル優登録を申請されている方が対象となります。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年の場合 ① 6か月未満 解約日に於ける普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入期間が3年超4年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10%

	<p>③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×20% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×30% ⑤ 2年以上3年未満 約定利率×40% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(3) 約定した預入期間が4年超5年以下の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部信用課(電話：0235-23-5091)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部信用課またはJAバンク相談所にお申し出ください。山形県弁護士会、仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) 東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」</p>
<p>その他参考となる 事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・総合口座でお預けする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組み入れられる為、貸越利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。